

神戸市密集市街地防災まちづくり寄付受け事業都市局審査委員会設置要綱

平成 28 年 9 月 30 日 住宅都市局長 決定
平成 29 年 11 月 28 日 改 正
平成 31 年 3 月 25 日 改 正
令和元年 7 月 16 日 改 正
令和 2 年 4 月 13 日 改 正
令和 3 年 4 月 1 日 改 正
令和 7 年 4 月 1 日 最 終 改 正

(目的)

第 1 条 この要綱は、密集市街地老朽建築物除却促進制度実施要項第 36 条に基づき、土地の寄付受けの採択にかかる審査を適正かつ効率的に行うことを目的として、都市局内に設置する「神戸市密集市街地防災まちづくり寄付受け事業都市局審査委員会」（以下「審査委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(審査委員会)

第 2 条 審査委員会は副局長、都市計画課長、まち再生推進課長、総務課長、地域整備推進課長、工務課長をもって組織する。

- 2 審査委員会には会長、副会長を置く。
- 3 会長は、審査委員会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 審査委員会の会長は副局長をもってあて、副会長はまち再生推進課長をもってあてる。
- 6 審査委員会は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。
- 7 審査委員会は委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立するものとする。なお、委員が代理人を任命した場合は、その代理人を委員とみなす。
- 8 会長が必要と認める場合には、第 1 項以外の者を委員とすることができる。
- 9 会長は会議の運営上必要があると認める場合には、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(審査方法)

第 3 条 審査委員会における審査は次の方法で行う。

- (1) 審査委員会は別表の審査基準に基づき、採点を行う。
- (2) 審査委員会は採点の結果を基に優先順位付けを行い、土地の寄付受け採択の対象を決定する。
- (3) 審査委員会の採点の合計が 0 点以下である場合は原則として不採択とする。

(事務局)

第 4 条 審査委員会の事務はまち再生推進課で行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成28年9月30日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年11月28日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年3月25日より施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年7月16日より施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月13日より施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

別表

項目	審査のポイント
① 寄付の確実性	当該物件において、申し込み資料等から寄付受けまで事業が円滑に進むかどうか。
② 延焼危険性の低減	当該物件において、老朽建物の除却もしくは特に老朽住宅密集地域にあり重要な空地が確保されるなど延焼危険性の低減が期待できるか。
③ 避難困難性の低減	当該地を広場整備することにより、行き止まり道路の解消や二方向避難が可能になるなど、避難困難性の低減が期待できるか。
④ 地域魅力の向上	当該地に防災空地等が確保された場合、地域課題の解決などにより地域魅力の向上が期待できるものか。
⑤ 将来の活用やまちづくり用地の可能性	地域のまちづくり推進に必要な土地となることが期待できそうか。
⑥ 寄付後の地域管理	寄付受け後にまちづくり協議会等の管理が期待できるものか。
⑦ 寄付後の土地の管理の難易度	管理が容易な状況となっているか。
⑧ 将来の災害防止等の必要性	今後、災害防止等の措置が必要か。

審査の点数

項目	a	b	c	d	e
① 寄付の確実性	2	1	0	-25	-50
② 延焼危険性の低減	5	2	0		
③ 避難困難性の低減	5	2	0		
④ 地域魅力の向上	5	2	0		
⑤ 将来の活用やまちづくり用地の可能性	20	10	0		
⑥ 寄付後の地域管理		5	0		
⑦ 寄付後の土地の管理の難易度			0	-25	-50
⑧ 将来の災害防止等の必要性			0	-25	-50